

## (11) 監査の結果

### ① キャッシュフロー計算書の期末残高の不一致について（指摘事項）

平成 22 年度キャッシュフロー計算書の「VI 現金及び現金同等物の期末残高」に計上されている金額と、平成 23 年度キャッシュフロー計算書の「V 現金及び現金同等物の期首残高」に計上されている金額が一致していない。差異の発生理由は不明である。

適正なキャッシュフロー計算書を作成すべきである。

### ② 平成 25 年度の事業活動に係る項目の費用処理について（指摘事項）

閲覧した総勘定元帳の平成 24 年度需用費支出項目中、平成 25 年度の事業活動に係る項目でありながら、資産（貯蔵品等）計上されていない項目があった。具体的には、以下の項目である。

(単位：千円)				
日付	会計科目	内容	伝票番号	金額
3月29日	印刷製本費支出	平成25年度利用案内	90000987	596
3月29日	"	平成25年度主催事業案内チラシ	90001017	91
3月29日	"	平成25年度促進チラシ	90001018	61
3月29日	"	平成25年利用ガイド	11000577	149

これらの項目は、平成 24 年度の需用費支出とすべきではなく、未使用部分を資産（貯蔵品等）計上すべきである。

### ③ 賞与引当金繰入額の配賦について（指摘事項）

本部管理費の賞与引当金繰入額は、本来、各事業に配賦されるべきものであるが、行われていない。配賦基準を定め配賦を行うべきである。

### ④ 財団運営調整積立金の活用について（指摘事項）

とちぎ未来づくり財団運営調整積立金は、財団運営の健全性を確保するために設置されたものである。積立金は、経済情勢の変動等により運営の財源が不足する場合や、緊急に必要となった事業等の経費に充てるときに取り崩される。

しかし、財団運営調整積立金 98,719 千円は、過去数年間は利用された実績がなく、また、財団の現預金残高は、平成 24 年度末で約 397,248 千円（一般会計と特別会計の合計額）あり、財団運営調整積立金の取崩の必要が生じる可能性は低い。これらの事象に鑑みれば、このまま未利用の財団運営調整積立金を積み立てておく合理性は低く、県民に還元する等の使い方を検討すべきである。

### ⑤ 退職給付引当金の貸借対照表計上額と法人税申告書別表五（一）計上額の差異について（指摘事項）

退職給付引当金は、貸借対照表計上額 208,091 千円（特別会計計上額）と法人税申告書別表五（一）計上額 133,418 千円に差異がある。

差異が発生した理由は、以下による。合併前のとちぎ青少年こども財団では、特別会計を設けずに一般会計で経理処理しており、法人税申告書作成時に法人税法上の収益事業に係る収益と費用を抽出して、税務上の損益計算書を作成していた。その際に法人税申告書別表五（一）に退職給付引当金積立額の計上を行っていなかった。

法人税の申告調整を適正に行い、法人税申告書作成を行うべきである。

## 2. 一般会計

### (1) 本部会計

#### ① 本部管理費

本部管理費は、基本財産及び特定資産の運用収入並びに特定預金の取崩収入等を財源として、理事長等役職員の人事費を含む本部の管理費を計上している。なお、管理費については各事業会計に配賦しており、決算額は配賦後の数値となっている。

収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
基本財産運用収入	420
特定資産運用収入	694
雑収入	820
退職給付特定資産取崩収入	105, 174
他会計からの繰入金収入	17, 378
収入合計	124, 484

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
人件費	5, 666
需用費	756
委託料	24
公課費	151
退職給付特定資産取得支出	423
減価償却特定資産取得支出	100
その他経費	1, 458
支出合計	8, 578

#### ② 公益文化振興事業

公益文化振興事業は、基金運用収入を財源として、入場料無料で実施する公益性の高い各種文化事業を実施・支援している。

収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
基金運用収入	4, 085
雑収入	53
収入合計	4, 138

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
需用費	414
委託料	75
その他経費	1,829
本部管理費への繰出金支出	10,605
支出行合計	12,924

### ③ 東日本大震災被災者就学支援事業

東日本大震災被災者就学支援事業は、東日本大震災で被災した青少年の教育機会確保のため、平成23年3月11日時点において中学生以下だった青少年に対し就学支援金を支給する事業である。

本事業は、栃木県義援金配分委員会（委員長：栃木県副知事 佐藤 順一）より受け入れた、東日本大震災被災者支援義援金（とちまる募金）を主な原資とする194,518,351円の寄附により実施しており、事業期間は平成30年3月31日までである。

対象者1人当たりの支給額は128,000円であり、平成24年度の支給対象者数は1,105名で、支給総額は141,440千円であった。なお支給対象者、基準日、支給時期は以下のとおりである。

- i 県内対象者（死亡、重症、住家全壊及び住家半壊世帯）
  - ・毎年4月1日を基準日とする
  - ・小学校入学、中学校入学、中学校卒業のいずれか直近で支給する
- ii 県外対象者（とちぎ県内で生活する避難世帯）
  - ・平成24年4月1日を基準日とする
  - ・平成24年度中に支給する

本事業における財団の役割は、基金の管理、基金の対象者への振込及び振込に係る対象者への連絡及び問合せの対応（制度内容に関するることを除く）である。

また、収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
寄付金	194,518
収入合計	194,518

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
需用費	47
役務費	123
負担金交付金	141,440
東日本大震災被災者 修学支援基金取得支出	52,908
支出行合計	194,518

## (2) 埋蔵文化財センター事業会計

### ① 埋蔵文化財センター事業費

財団は県からの委託を受け、栃木県埋蔵文化財センターの施設維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の保存・活用及び埋蔵文化財に関する知識の普及に関する事業を行っている。

主な事業内容は以下のとおりである。

- i 埋蔵文化財に関する情報収集及び提供
- ii 埋蔵文化財に関する普及・啓発
- iii 研修
- iv 埋蔵文化財に関する出土品の保存処理
- v 埋蔵文化財に関する出土品の資料管理

また平成24年度は、緊急雇用創出事業として、県からの委託を受けて出土遺物資料化等業務を実施した。

なお栃木県埋蔵文化財センターの概要は以下のとおりである。

所在地：下野市紫474

建物面積：953.44 平方メートル

URL：<http://www.maibun.or.jp/>

組織及び人員：所長、副所長以下、管理課（3名）、普及資料課（4名）、調査課（5名）、整理課（8名）、計22名  
(うち嘱託5名)

設立目的：県内の埋蔵文化財の保護及び調査研究並びに保存活用・普及啓発

具体的な業務内容としては、県や国等の開発にかかった遺跡を、記録保存のために発掘調査し、報告書を作成している。また、これらの発掘調査で得られた出土品や写真を、出前授業・センター見学・体験学習等、学校教育や生涯学習の中で積極的に活用している。

さらに、収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
県からの受託料	58,341
(うち、緊急雇用創出事業分)	(8,772)
収入合計	58,341

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
人件費	42, 337
需用費	1, 494
委託料	2, 912
公課費	8
退職給付特定資産取得支出	508
その他経費	11, 082
(うち整理補助員の賃金等)	(6, 877)
支出身計	58, 341

## ② 埋蔵文化財センター調査事業費及び調査管理費

財団は県及び独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」とする。）からの委託を受けて、開発地域内の埋蔵文化財の発掘調査を実施している。

平成 24 年度の発掘調査及び整理作業件数は 22 件であり、その主な事業内容は以下のとおりである。

### i 県からの受託事業

- ・重要遺跡／国分寺愛宕塚古墳（下野市）他 5 件
- ・小貝川沿岸 2 期地区（市貝町）他

### ii 都市再生機構からの受託事業

- ・東谷・中島地区遺跡群（宇都宮市・上三川町）
- ・テクノポリスセンター地区遺跡群（宇都宮市）

なお受託に際しては、調査事業費の概ね 10 パーセントに当たる調査管理費を含めて契約締結し、最終的にはかかった費用の分だけが受託料となるように精算を行っている。

調査事業費と調査管理費の金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入・支出】	金額
調査事業費	203, 455
調査管理費	27, 492
合計	230, 947

さらに、収入（調査事業費と調査管理費の合計ベース）と支出（調査事業費と調査管理費別）の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

【合計ベース収入の内訳】	金額
県からの受託料	148, 224
(うち、教育委員会分)	(11, 882)
(うち、県土整備部分)	(47, 942)
(うち、農政部分)	(88, 400)
都市整備機構からの受託料	74, 157
退職給付引当資産取崩収入	8, 566
合計ベースの収入合計	230, 947

（単位：千円）

【調査事業費支出の内訳】	金額
人件費	100, 477
需用費	20, 301
委託料	12, 887
工事請負費	625
退職給付特定資産取得支出	823
その他経費	68, 341
(うち発掘作業員等の賃金等)	(57, 204)
(うち支払消費税)	(8, 078)
調査事業費支出合計	203, 455

（単位：千円）

【調査管理費支出の内訳】	金額
人件費	13, 370
需用費	5, 099
委託料	2, 639
退職給付特定資産取得支出	117
その他経費	6, 075
本部管理費への繰出金支出	191
調査管理費支出合計	27, 492

### （3）監査の結果

#### ① 本部会計

##### （i）基本財産の表示について（指摘事項）

財団の貸借対照表上、基本財産 100, 000 千円の内訳科目として「基本財産積立預金」のみが記載されているが、このうち 29, 992 千円は、第 365 回大阪府公募公債であり、本来「投資有価証券」として表示すべきものである。

(ii) 基本財産に含まれる投資有価証券に係る注記について（指摘事項）

上記において指摘した投資有価証券については、重要な会計方針として、その評価基準及び評価方法を記載すべきである。また当該投資有価証券は、満期保有目的の債券のうち市場価格のあるものに該当することから、その内訳、帳簿価額、時価及び評価損益を注記すべきである。

(iii) 基本財産及び特定資産として保有する投資有価証券の時価について（指摘事項）

財団は、基本財産及び特定資産の一部として国債及び公債を保有しており、それの中には市場価格があるものもある。決算時における時価の提示を求めたところ、いずれも満期保有目的の債券であり、時価評価を行わないため、時価は把握していないとのことであった。

財団の会計規程が依拠している公益法人会計基準（平成16年公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）によれば、満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券については、取得価額をもって貸借対照表価額とする旨規定されているが、一方で、資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないと定められている。

当期末の時価を調べたところ、時価が著しく下落したものはなかったが、満期保有目的の投資有価証券であっても、少なくとも年に1回決算時点において時価を把握し、貸借対照表価額の妥当性を検討すべきである。

(iv) 未収金の計上について（指摘事項）

一般会計の未収金として、文化振興事業に対する県からの補助金（2月分）1,119千円が計上されている。1月分については入金済みで未収分はないが、3月分については、特別会計である文化振興事業会計の未収金として計上されているとのことであった。

一般会計の未収金として計上されている、文化振興事業に対する県からの補助金（2月分）1,119千円は本来、文化振興事業会計の未収金として計上すべきものである。

(v) 減価償却資産除却損について（指摘事項）

経常外費用として347千円の減価償却資産除却損が計上されている。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた資産について、事務所移転に伴って平成23年12月12日に廃棄したことによるものである。これらの資産が実際に廃棄されたのは、前期であることから、本来当該除却損の計上は前期に行われているべきであり、今期においては前期損益修正損として表示すべきである。

なお、減価償却費の計上は前期まで行われている。当期における除却は、前期末の簿価で行われており、当期の減価償却費は計上されていない。

(vi) 管理費として計上されている寄付金について（指摘事項）

管理費として2,560千円の寄付金が計上されているが、これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が以前事務所として使用していた青少年センターに飾られている絵画を、財団が県に寄付したことによるものである。

このような寄付は、事業を管理するため毎年度経常的に要する費用には該当しない。正味財産増減計算書上、管理費ではなく、経常外費用として経常外増減の部に表示すべきである。

(vii) 財務諸表に対する注記の記載漏れについて（指摘事項）

財団が行う東日本大震災被災者就学支援事業では、当期において、栃木県義援金分配委員会より 194,518 千円の寄付金を、指定正味財産として受け入れているが、このうち当期の事業費総額 141,610 千円を一般正味財産に振り替えている。

この内訳については、本来注記が必要であるが、その注記が行われていない。

(viii) 減価償却引当資産について（指摘事項）

平成 21 年度の旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団の包括外部監査において、減価償却引当資産の過大計上が指摘されていたが、これは平成 20 年度末の減価償却累計額 4,894 千円に対して、減価償却引当資産が 19,640 千円となっていたことによるものである。その後、平成 21 年度末の決算において、減価償却引当資産を 15,000 千円取り崩し、計上過大を解消している。

平成 24 年度末においては、固定資産の減価償却累計額 18,830 千円に対して、減価償却引当資産は 14,491 千円であり、減価償却引当資産の方が少ない。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後も減価償却引当資産を積み立てているものの、旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後、減価償却引当資産を積み立てていないことによるものである。

減価償却引当資産の積み立てについて、財団として処理が統一されていないことから、統一的な処理を行うべきである。

(ix) 災害補償等積立資産について（指摘事項）

平成 21 年度の旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団の包括外部監査において、災害補償等引当資産の余剰が指摘されていた。これは平成 20 年度末の災害補償等引当資産 76,680 千円について、当初の目的を達成するためのものではなくなっていると判断されたことによるものである。

その措置として財団では、「退職給付引当資産で不足する部分を災害補償等引当資産から充当する等、財団運営上必要な費用に充当することにする。」としていた。

しかしながら、その後何ら取り崩しは行われておらず、結果として平成 24 年度末の決算においても 76,680 千円がそのまま計上されている。退職給付引当資産で不足する部分を災害補償等引当資産から充当するのであれば、災害補償等引当資産ではなく、退職給付引当資産として積み立てるべきである。

同引当資産については、平成 25 年度公益法人移行後の財団運営に必要な費用に充当する予定であり、平成 25 年度の予算において、一部取り崩すこととしている。取り崩し後の残高について、その後財団運営上必要な費用に充当する明確な予定がないのであれば、県民に還元する使途を検討すべきである。

(x) 会計規程の記載誤りについて（意見）

財団の新会計規程（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 79 条（重要な会計方針）に下記の誤字がある。

（2 箇所）

満期保有目的の債権 → 満期保有目的の債券

異動平均法 → 移動平均法

② 埋蔵文化財センター事業会計

(i) 固定資産として計上すべき備品購入費について（指摘事項）

埋蔵文化財センター調査管理費のうち、備品購入費として計上されているもののうち、単価が 10 万円を超えるパーソナルコンピュータが 4 台あった。

財団の会計規程上は、「固定資産の範囲」として第 39 条において「この規程において固定資産とは、財団が保有する資産のうち流動資産以外の資産で耐用年数が 1 年を超える資産をいう。ただし、取得価額が法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号、以下「施行令」という。）第 133 条に規定する金額未満のものは原則として固定資産として取扱わない。」と規定されている。

法人税法施行令第 133 条によれば、「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入」として、「内国法人がその事業の用に供した減価償却資産（中略）で、前条第 1 号に規定する使用可能期間が 1 年未満であるもの又は取得価額（中略）が 100,000 円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と規定されている。

当該パーソナルコンピュータ 4 台については、財団の会計規程に従い、固定資産として計上すべきである。

(ii) 栃木県埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について（意見）

栃木県埋蔵文化財センターは県有財産であり、財団は県からその使用許可を受けている。財団は、埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について、県と協定書を締結しており、その中で財団が光熱水費等の 3 割を負担することとなっている。

財団が負担すべきこの 3 割部分は、財団の埋蔵文化財センター調査管理費から支出されており、その財源となるのは発掘調査事業収入である。発掘調査事業収入には県以外からの収入もあるが、その約 3 分の 2 は県からの受託料であることから、結果として、実質的には県が協定書上の負担割合である 7 割を超えて負担していることになる。

今後、施設の光熱水費の負担については、事業のあり方を含めて検討が必要である。

(iii) 調査報告書の発注単価について（指摘事項）

埋蔵文化財センターでは、文化庁の通知に従い、発掘調査を行った後、現場毎に調査報告書を 300 部作成し、各種公的機関（県立図書館・博物館・資料館、県内市町教育委員会、県内市町立図書館、都道府県教育委員会・埋蔵文化財センター、考古学講座開設大学等）に無償配布している。この作成に要する費用は、埋

蔵文化財調査事業費に計上されており、財団は300部作成を前提として入札を行っている。1冊当たりの単価は、ページ数にもよるが概ね1万円ないし1万5千円程度である。

報告書の刊行、配布については文化庁の指導等に基づき適正に行われているが、財団では、報告書の著作権を持つ県の許可を得て、この報告書を数十部程度増刷し、財団職員並びに一般向けに有償で頒布している。この有償頒布分の販売収入及び原価は特別会計の図書頒布事業会計に計上されている。

有償頒布分の単価については、印刷業者との交渉により、無償配布分の20パーセントとして、無償配布分の落札業者と随意契約を行っている。しかしながら、実際の発注及び印刷は無償配布分と有償頒布分を併せて行われていることから、結果的に、1冊当たりの単価については、増刷分も含めて総平均的に計算した場合に比べて、無償配布分が割高に、有償頒布分が割安になっている。

それぞれの1冊当たりの単価は、総平均的に決定されるべきであり、それにより、県からの委託費を下げることが可能となるため、今後、費用対効果や県の負担軽減等を検討する必要がある。

### 3. 特別会計

#### (1) 図書頒布事業会計

##### ① 事業の概況

埋蔵文化財発掘調査報告書、しもつけ・なす両風土記の丘資料館の特別展図録等、埋蔵文化財の調査や普及啓発に関する図書類を刊行頒布している。

##### (i) 直近 3 年間の刊行部数

平成 24 年度	9 卷 924 部
平成 23 年度	14 卷 999 部
平成 22 年度	14 卷 946 部

##### (ii) 平成 24 年度の活動実績

平成 24 年度の刊行図書は以下の通りである。

書籍名	発行部数
研究紀要第 20 号	50 部
興聖寺城跡・寺之後遺跡	32
小鍋内Ⅰ遺跡・小鍋内Ⅱ遺跡	38
山の神Ⅱ遺跡・欠ノ上Ⅰ遺跡・欠ノ上Ⅱ遺跡	47
権現山遺跡南部・磯岡遺跡	61
砂田遺跡	50
西刑部西原遺跡	46
しもつけ風土記の丘資料館第 26 回企画展図録	300 部
なす風土記の丘資料館第 20 回企画展図録	300
合 計	924 部

#### (2) 文化振興事業会計

##### ① 事業の概況

文化振興基金果実や事業収入等の財団自主財源、栃木県補助金等を財源として、舞台芸術の鑑賞事業や参加・創造・交流型事業、講座・支援・研修・情報提供事業等を実施している。

##### (i) 直近 3 年間の公演数

平成 24 年度	70 事業 103 公演
平成 23 年度	46 事業 84 公演
平成 22 年度	50 事業 57 公演

##### (ii) 平成 24 年度の活動実績

##### コンクール

No.	名称	回数等	参加等実績
1	コンセール・マロニエ 21	年 1 回	93
2	栃木県ジュニアピアノコンクール	年 1 回	242
3	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミー留学生オーディション	年 1 回	25

### 講習会、セミナー等

No.	名称	回数等	参加等実績
1	マロニエ・サウンド・クリニック	年1回	359
2	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミーレッスン講座	各2日	120
3	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミー指導者講習会	2日	11
4	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミーバレエピアノ講習会	1日	17
5	栃木県ジュニアピアノコンクール公開講座	年1回	109
6	黒木岩寿の文化人類学講座	1回	114
7	読売日本交響楽団三大協奏曲事前鑑賞講座	1回	51
8	ピアノコンサートができるまで～音色を創る	1回	331
9	考古学セミナー	4回	302
10	歴史セミナー	2回	144

### ワークショップ

No.	名称	回数等	参加等実績
1	演劇ワークショップ	1回	14
2	日本舞踊ワークショップ	1回	296
3	謡曲・仕舞ワークショップ	2回	26
4	和久文子&邦楽ゾリストによる楽しいワークショップ	1回	85

### 鑑賞型文化振興事業

No.	名称	回数等	参加等実績
1	ポーランド・シレジア・フェイルハーモニー管弦楽団	1回	479
2	ランチタイムコンサート	3回	1,167
3	学校訪問演奏会事業	6回	1,800
4	トータル・エクスペリエンス・ゴスペル・クワイア	1回	356
5	3大交響曲ベルリン交響楽団	1回	1,394
6	加藤健一事務所『川を越えて森を抜けて』	1回	545
7	松竹大歌舞伎公演	2回	1,543
8	トイ・マジック・オーケストラ	2回	359
9	TATSUYA コンサート	1回	134
10	栃木県交響楽団特別演奏会	1回	890
11	親と子のための読み聞かせコンサート	1回	223
12	トリオ・ラ・プラージュ 10周年記念コンサート	1回	239
13	村治奏一ギターコンサート	1回	289
14	ヴァイオリン～秋の調べ～	2回	596
15	TAO～太鼓～	1回	705
16	加藤健一事務所『バカのカバ』	1回	352
17	ルパンティックジャズ・ナイト	1回	396
18	栃木県楽友協会『第九』演奏会	1回	1,061
19	サンリオファミリークラシック『リボンの国の音楽会』クリスマスコンサート	3回	2,820
20	錦織健&スロヴァキア室内オーケストラ	1回	670
21	フレッシュアーティストガラ・コンサート	1回	337
22	狂言～万作の会	1回	970
23	ミュージカル『おもいでぽろぽろ』	1回	452
24	ピアノコンクール入賞者演奏会	1回	584

25	市原悦子朗読とお話の世界	1回	487
26	読売日本交響楽団三大協奏曲	1回	972

### 共催文化振興事業

No.	名称	回数等	参加等実績
1	ミッキーのミュージックパーティ	3回	2,612
2	ミュージカル・フェスティバル	1回	1,000
3	劇団四季ミュージカル『赤毛のアン』	1回	1,116
4	由紀さおり&安田祥子ファイナルツア～ありがとう25年～	1回	1,512
5	特選落語会『三人会』	1回	1,017
6	稻垣潤一 30th anniversary アコースティックライブ 2012	2回	719
7	オペラ『椿姫』	1回	1,316
8	沢田研二 LIVE2012	1回	1,257
9	華麗なるクラシックバレエハイライト	1回	826
10	松平定知文化講演会	1回	1,089
11	平原綾香 Concert Tour2012 ~ドキッ!~	1回	1,355
12	八神純子コンサートツアー2012	1回	1,015
13	研ナオコ・野口五郎スペシャルステージ	1回	1,055
14	鳥越俊太郎講演会	1回	1,230
15	華麗なるロシア音楽キエフ交響楽団演奏会	1回	552
16	辻井伸行日本ツアー2012/2013	1回	1,562
17	宮田大チエロリサイタル	1回	874
18	情熱のフラメンコ	1回	350
19	佐野元春コンサート	1回	572
20	布施明コンサート	1回	1,096
21	加山雄三ホールコンサートツアー	1回	1,262
22	フジコ・ヘミング&ヴァスコ・ヴァッシレフデュオコンサート	1回	1,255
23	しもつけ写真大賞展	1回	2,114
24	ブラウンブレストボイスコンサート	1回	1,200
25	ざぶん賞&ざぶん展	1回	1,000
26	栃木県郷土芸能大会	1回	250
27	栃木県文化振興大会	1回	1,100

延べ入場・参加者 52,465 名

### ② 監査の結果

#### (i) コンセール・マロニエ 21 の協賛について（意見）

##### a. 第 17 回コンセール・マロニエ 21 の概況

- ・参加料 15,000 円
- ・参加者数 事前審査 93 名、オーディション 61 名、本選 13 名
- ・賞金

○弦楽器部門 第一位 (副賞 100 万円)

第二位 (副賞 50 万円)

第三位 (副賞 10 万円)

○声楽部門 第一位 (副賞 100 万円)

第二位 (副賞 50 万円)

第三位 (副賞 10 万円)

・収支状況

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入合計	1,428	2,085	1,328
支出合計	8,839	9,064	8,645
収支差額	▲7,410	▲6,978	▲7,317

・協賛の獲得状況

回数	年度	特別協賛	協賛
第 2 回	平成 9 年度	下野新聞文化福祉事業団 栃木県文化振興事業団	足利銀行 栃木銀行 東洋信託文化財団
第 3 回	平成 10 年度	下野新聞文化福祉事業団 栃木県文化振興事業団	足利銀行 栃木銀行
第 4 回	平成 11 年度	下野新聞文化福祉事業団 栃木県文化振興事業団	足利銀行
第 5 回	平成 12 年度	下野新聞文化福祉事業団	足利銀行
第 6 回	平成 13 年度	下野新聞文化福祉事業団	足利銀行
第 7 回	平成 14 年度	下野新聞文化福祉事業団	なし
第 8 回	平成 15 年度	社団法人栃木県経済同友会	足利銀行
第 9 回	平成 16 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 10 回	平成 17 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 11 回	平成 18 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 12 回	平成 19 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 13 回	平成 20 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 14 回	平成 21 年度	なし	なし
第 15 回	平成 22 年度	なし	なし
第 16 回	平成 23 年度	なし	なし
第 17 回	平成 24 年度	なし	なし

b. 他の類似するコンクールの協賛の獲得状況

名称	賞金	主催	協賛
第 11 回 東京音楽コンクール	声楽、木管、ピアノ、弦 楽部門 それぞれ 第 1 位 100 万円 第 2 位 60 万円 第 3 位 40 万円	東京文化会館(公益財団法人東京都歴史文化財団) 読売新聞社 花王(株) 東京都	あいおいニッセイ同和損害保険(株) コンサートサービス サントリーホールディングス(株) 東京地下鉄(株) 森平舞台機構(株)
第 49 回 日伊声楽コンコルソ 2013	第 1 位 賞金 100 万円、 留学資金 50 万円他 第 2 位 賞金 30 万円他 第 3 位 賞金 15 万円他 等	読売新聞社 日伊音楽協会	(特別協賛) YKK(株) (協賛) 公益財団法人東京二期会 公益財団法人日本文化振興会 国立音楽大学他 10 大学

第 82 回 日本音楽コン クール	作曲、声楽、ピアノ、バ イオリン、オーボエ、フ ルート部門 それぞれ 第 1 位 60 万円 第 2 位 30 万円 第 3 位 15 万円 等	毎日新聞社 NHK	(特別協賛) 三井物産株  (協賛) 岩谷産業株
-------------------------	---	--------------	--------------------------------------

### c. 意見

今後は企業訪問等の営業活動を地道に行い、企業協賛を獲得する最善の努力をすることが望まれる。

コンセール・マロニエ 21 は総額 320 万円もの多額の賞金を出しているが、賞金水準が類似する他のコンクールでは一様に企業協賛を付けており、企業協賛により賞金を捻出していると考えられる。一方、コンセール・マロニエ 21 は第 14 回（平成 21 年度）以降、企業協賛を獲得できておらず、賞金の資金は実質的に県からの補助金で賄われている。特に平成 20 年のリーマン・ショック後は県内企業の経済状況が思わしくなく企業協賛を集めにくい状況が続いているのも一因であるが、企業協賛を獲得するための営業活動の実績に乏しく、企業協賛を獲得する努力をしているとは言い難い。

#### (ii) つり銭用資金の管理体制について（指摘事項）

##### a. 事実

財団作成の「つり銭用資金取扱要領」にて、つり銭用資金の交付を受けた施設の資金担当者は、年度末に本部の財務担当者に「つり銭用資金保管簿」の写しを提出するよう定めているが、本部の財務担当者は各施設の資金担当者からつり銭用資金に過不足がない旨の電話連絡を受けているのみで「つり銭用資金保管簿」の写しの提出は受けていなかった。

##### b. 指摘事項

「つり銭用資金取扱要領」に従って、本部の財務担当者は「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めるべきである。

なぜなら、「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めるることは、単につり銭用資金の過不足を確認するのみならず、各施設の資金担当者によるつり銭用資金の横領を防ぐという内部牽制の目的もあるためである。つまり、本部の財務担当者はつり銭用資金の管理者として、各施設においてつり銭用資金の残高確認が行われ、かつ、上長による承認を受けていることを書面で確認することをもって、つり銭用資金が保全されていることを確かめなければならない。

### (3) 青少年健全育成事業会計

#### ① 事業の概況

子ども及び青少年を心身ともに健やかに育てる目的とした事業を開催している。

#### (i) 市町村民会議との連携強化、住民啓発促進に関する事業

市町における青少年育成活動の活性化を促進するため、青少年育成市町村民会

議との協力強化に努めている。特に県教育委員会や各教育事務所との連携を深めるため、県教育委員会と共に市町村民会議等全体研修会を実施している。

《主な事業》

- ・青少年育成市町村民会議支援
- ・青少年育成指導員活動支援
- ・啓発資料作成

(ii) 青少年の自立と社会参加活動の推進に関する事業

主体的に判断し行動できる資質や能力を身につけるための事業と、青少年の非行防止に向けた事業を実施し、青少年の健全育成を図っている。特に優良青少年団体等表彰と青少年の携帯電話の適正利用についての講演を合わせた「とちぎ青少年育成フォーラム」を開催し、好評を博している。

《主な事業》

- ・少年の主張発表大会
- ・優良青少年団体等表彰
- ・親子学び合い
- ・青少年育成応援

(iii) 青少年育成県民運動推進体制の整備に関する事業

青少年育成運動の一層の推進を図るため、県や市町、教育委員会、子ども会、PTA等関係団体との連携を強化し、「県民のつどい」を実施している。

《主な事業》

- ・県民運動推進
- ・「家庭の日」推進

(iv) 子育て支援事業

子育てと仕事の両立を図れるような体制づくりを目指した事業や、父親が主体的に子育てに関わることができるような事業を行い、社会全体で子育て環境づくりに取り組む機運の醸成を図っている。

《主な事業》

- ・「子育てにやさしい事業所」顕彰
- ・父子手帳作成

(4) とちぎ未来クラブ事業会計

① 事業の概況

県民総ぐるみで、結婚を支援し、家庭を築き、安心して次代を担う子どもを生み育てる事ができる環境づくりを推進する「とちぎ未来クラブ」事業を実施している。

(i) とちぎ出会いサポート事業（結婚支援事業）

少子化対策の一環として、出会いの場となるイベントの実施、出会い系団体が実施するイベント情報の提供をする等、独身者の結婚活動を支援している。

a. 直近3年間の「出会い系の場創出事業」の実施状況

	実施回数	参加者	成立カップル	結婚カップル(往査日現在)※
平成22年度	10回	379名	87組	2組
平成23年度	12回	457名	86組	6組
平成24年度	15回	666名	99組	0組

(注) 往査日現在までに報告を受けたカップルのみ（イベント実施半年後にアンケートを実施しているが、その後の進捗についての報告は義務付けていないため、結婚に至ったカップル数はもっと多いと推察される）

b. 平成24年度の活動実績

名称	内容	対象・参加者数	実施回数
出会い系の場創出事業	出会い系の場となるイベントを実施した	参加者数 男性 337名 女性 329名 成立カップル数 99組	年間 15回
出会い系の場イベント情報提供事業	出会い系応援団体のイベント情報を提供した	団体登録数 51団体 イベント紹介数 358件	
結婚サポート事業	結婚サポートを委嘱するとともに、サポートが実施する出会い系の場イベントに対する支援を実施した	地域結婚サポート 246名 企業内サポート 22名 :参加者 43名	サポート研修会

(ii) 「とちぎ笑顔つきつぎカード」事業（とちぎ子育て家族応援事業）

子育て家庭を応援する企業や商店等で、割引・特典等の優待サービスが受けられる「とちぎ笑顔つきつぎカード」を子育て家族に配布するとともに、サービスを実施する協賛店舗・施設の募集を行っている。

a. 平成24年度の実施状況

カード配布枚数 15,214枚  
協賛店舗数 3,056店舗  
ガイドブック作成数 35,000冊

② 監査の結果

(i) 委託料の金額決定基準について（指摘事項）

とちぎ未来クラブ事業は県からの受託事業（平成24年度委託料：税込9,723千円）であるが、財団が県に提出した当事業の委託料の積算根拠にはプロバーチャル職員1名の入件費と県派遣職員1名の実績給部分（超過勤務手当支出、勤勉手当支出、通勤手当支出）は含められていない。その結果、当事業において委託料で補償できない入件費が約9,270千円発生しており、当事業の収支計算では当該入件費不足分に相当する赤字が必然的に計上される仕組みになっている。

(単位：千円)

科目	平成24年度 事業費発生額	平成24年度 委託料積算根拠
給料支出	4,179	0
職員手当支出	3,363	0
共済費支出	2,303	305
賃金支出	1,361	1,631
その他の支出	8,386	8,848
合計	19,594	10,784

当該事業を収益事業に位置づけている以上は、当該事業から収益を上げられるように、財団は委託料の積算根拠に当該人件費を含めるべきである。

#### (5) 総合文化センター管理運営事業会計

財団は、県からの指定管理者制度に基づく指定管理者として、以下の業務を行っている。

- ・栃木県総合文化センターの施設の維持管理に関する業務
- ・有料施設等の利用の許可に関する業務
- ・栃木県総合文化センターの運営に関する業務
- ・上記に附帯する業務

##### ① 収入

(単位：千円)

収入項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
指定管理料収入	286,895	288,000	288,000	287,631
指定管理料収入	286,895	288,000	288,000	287,631
利用料金収入	126,533	133,508	135,757	131,933
還付料金収入	1,506	932	949	1,129
利用料金収入	128,039	134,440	136,707	133,062
らくらくサービス収入	11,220	9,103	10,118	10,147
らくらくサービス支出	9,172	6,972	8,084	8,076
らくらくサービス純利益	2,048	2,130	2,033	2,070
雑収入	6,864	6,174	6,013	6,350
雑支出	2,626	2,626	2,478	2,577
雑収入純利益	4,238	3,547	3,534	3,773

指定管理料収入は、第2期募集期間(平成21年度～平成25年度)は、288,000千円であるが、平成22年度においては、2階のレストランのテナントが一時空き状態にあり、それに伴う水道光熱費負担減額相当分だけ少なくなっている。

利用料金収入は、利用料金制度を採用しており財団の収入となる。還付料収入はキャンセル料相当分である。

らくらくサービス収入は、センターの利用に伴う看板・飾花・食事・舞台オペレート等について主催者自らが手配するのではなく、これらのサービスをトータル的に提供するサービス事業に伴う収入である。ホテル並みのサービスが提供できるよう財団独自の事業として平成18年10月（指定管理制度導入初年度）より開始している。

雑収入は、主に自動販売機設置に伴う収入であり、自動販売機に伴う場所代を県に支払を行っている。なお、平成22年度の雑収入には過年度の法人税計上誤りの金額582千円が含まれている。

## ② 施設利用状況

(単位：%)

施設名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
メインホール	58.8	64.8	64.3	62.6
サブホール	74.5	82.4	81.5	79.5
1ギャラリー	76.5	74.9	76.3	75.9
2ギャラリー	74.5	76.8	78.7	76.7
3ギャラリー	60.0	55.8	57.2	57.7
4ギャラリーA	71.6	65.6	72.1	69.8
4ギャラリーB	74.3	67.9	74.1	72.1
4ギャラリーC	63.7	64.4	64.8	64.3
特別会議室	27.7	30.9	28.6	29.1
第1会議室	72.1	67.6	63.5	67.7
第2会議室	69.8	72.1	68.2	70.0
第3会議室	73.4	80.6	80.6	78.2
第4会議室	69.6	67.6	64.1	67.1
音楽練習室	67.1	66.1	65.3	66.2
演劇練習室	64.1	77.2	79.1	73.5
古典芸能練習室	77.9	85.1	83.5	82.2
リハーサル室	49.9	55.4	54.7	53.3
第1和室	51.3	52.0	57.6	53.6
第2和室	28.6	33.9	35.7	32.7

入場者数(人)	589,892	608,101	632,395	610,129
HPヒット件数(件)	144,956	147,221	166,661	152,946

特別会議室の利用率が低いのは、50名規模の会議室という形での利用に限定されていたことに起因している。現在はらくらくサービスの活用により、違う用途（セミナー会場等）での利用率向上を図っている。また、第2和室は予約を優先的に第1和室に割り当てているため、利用率は低くなっている。

### ③ 人員体制

利用サービス課の人員構成は、館長 1 名、総括責任者 1 名、各責任者 4 名、受付・管理担当職員 6 名で運営を基本としている。平成 23 年度より東日本大震災に伴う節電対策により職員 1 名を空調関係担当者として委託先に常駐して業務を行う体制を取っており現在は 13 名体制となっている。

平成 21 年度までは、人材派遣会社より人材派遣を受けているが、契約は全て業務委託契約となっていた。実際の業務は財団の指揮監督の下で行われており、

「労働者派遣法」の趣旨に反する契約となっていたことから、平成 22 年度より派遣職員は 0 名となっている。

(単位：名)

年度	指定管理者第1期			指定管理者第2期				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
館長	行政職員OB	1	1	1	1	1	-	-
	プロパー職員	-	-	-	-	1	-	-
	プロパー職員OB	-	-	-	-	-	1	1
プロパー職員	7	7	8	7	7	7	7	7
嘱託員	-	2	2	2	2	4	5	5
補助員	1	-	-	-	2	1	-	-
小計	9	10	11	10	12	13	13	13
派遣職員	3	2	3	2				
総数	12	12	14	12	12	13	13	13

上記の他に、舞台スタッフ（當時メインホール 5 名、サブホール 4 名：14 名体制）、プレイガイド・施設案内スタッフ（當時 2 名：5 名体制）、警備員（當時 1 名：3 名体制）、空調関係スタッフ（當時 2 名：4 名体制、但し平成 23 年よりプロパー職員 1 名含む）、清掃員（9 名体制）を外部委託で賄っている。

(単位：円)

委託項目	点検回数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
舞台管理業務	常駐	62,370,000	62,370,000	62,370,000	5年契約
受付案内等業務	常駐	6,699,000	6,699,000	6,699,000	5年契約
警備業務	常駐	14,055,300	14,055,300	14,054,250	3年・2年契約
ビル設備管理業務	常駐	15,246,000	15,246,000	11,959,500	3年・2年契約
清掃業務	常駐	15,510,600	15,510,600	13,629,000	3年・2年契約
合計		44,811,900	44,811,900	39,642,750	

### ④ 給与水準

給与水準については、県の 100% 出資団体であることから、栃木県人事委員会事務局が発行する「給与の手引」に準じた体系となっている。

平成 24 年度における栃木県一般行政職の平均給与月額は、413,895 円（栃木県公表金額）に対して、栃木県の民間企業 304,539 円（栃木県：毎月勤労統計調査調査より）、全国の民間企業 314,127（厚生労働省：毎月勤労統計調査より）であり、民間企業よりも高い水準となっている。

なお、総合文化センター管理運営事業に従事する社員の平均給与月額は、平成 22 年度：413,375 円（12 名体制）、平成 23 年度：443,909 円（13 名体制）、平成 24 年度：416,866 円（13 名体制）となっており、人事配属の移動に応じて増減している。

## ⑤ 監査の結果

### (i) 簿外預金について（指摘事項）

総合文化センター管理運営事業で使用する普通預金は、専用口座として2口座（施設利用料口座、らくらくサービス利用口座）存在する。これらの預金残高のうち施設利用料口座の残高844千円が決算書上に反映されていない。

財団は決算に際して、年度末に各普通預金口座を本部の普通預金口座へ資金移動（午後3時頃）を行い、本部の普通預金残高のみを決算書上反映させる処理を行っている。しかし、実際には資金移動後に入金があっても当該事実が会計処理に反映されないこととなり、結果として入金額が「前受金」として処理されず、簿外預金が発生している。

それゆえ、各普通預金口座の期末残高を確認し、残高があるものについては、その入出金内容の事実に基づいて適切な決算処理を実施すべきである。

### (ii) 未払金の会計処理について（指摘事項）

総合文化センター事業の維持管理にあたり水道光熱費の支出額は大きい。水道光熱費の支払は後払いであり実際の支出時期が4月末以降となることから、電気料金3,690千円（3月分）、冷暖房料金4,694千円（3月分）が翌期の支出として処理されている。当該会計処理は、財団で作成した下記の会計処理要領に基づき行われている。

しかしながら、当該会計処理要領には金額的な重要性が考慮されておらず、総合文化センターの水道光熱費については金額的な重要性も大きい。

それゆえ、財団の会計処理要領の見直しを実施し、水道光熱費については未払金の会計処理を実施すべきである。

### <参考>

#### 財団法人とちぎ未来づくり財団未払金及び未収金会計処理要領 (平成23年4月1日施行 財団法人とちぎ未来づくり財団)

財団法人とちぎ未来づくり財団の会計年度末における未払金及び未収金の会計処理について、当該年度に未払金及び未収金を計上しないことができる場合を次のとおり定める。

1. 未払金が次の各号に該当する場合は、当該年度に未払金を計上しないことができる。
  - 一 光熱水費
  - 二 下水道使用料
  - 三 電話料金その他
  - 四 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めたもの

（以下省略）

(iii) 県有施設に対する修繕等について（指摘事項）

財団が管理する県有施設の修繕等の実施及び費用負担の基本的な考え方は、実施については原則として本来の効用持続年数を維持するために必要な程度の維持補修（小破修繕：見積額 100 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものとして当財団が実施し、それ以外は県が実施することとなっている。また、費用負担については実施と同様に区分し、財団・県それぞれが費用を負担することとされている。

下記事項は平成 22 年度以降に実施された修繕で 100 万円を超えるものであるが、県と財団の費用負担関係についての結論に至る考え方が明確な文書で残されておらず、その根拠が曖昧になっている。

財団は県の 100% 出資団体であることから、両者の協議は財団の財政状況を調整しながら実施しているものと推測されるが、指定管理者制度を採用していることから他団体が指定管理者となることも当然あり得ることである。

それゆえ、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書に則った費用負担関係として処理する体制を構築すべきである。

協議内容（平成 24 年 4 月）	
栃木県総合文化センターメインホール用スタンウェイ社製フルコンサートグランドピアノのオーバーホールについて	
協議事項	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターではメインホール用 2 台、サブホール用 2 台計 4 台のフルコンサートグランドピアノを使用しております。</p> <p>フルコンサートグランドピアノは、クラシックの演奏会開催に欠かせない大変重要な楽器です。</p> <p>現在、メインホールで使用しているスタンウェイ社製のピアノは、経年劣化による弦、ハンマー、アクション等の不具合により、一定のクオリティーで演奏者に貸し出せない状態にあり、納入業者によるオーバーホールが急務であるとの結論に達しました。</p> <p>つきましては、同設備が貸館上重要な楽器であること、オーバーホールの金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により改善措置について協議します。</p>
支出金額	3,277,869 円
<県からの回答>	
オーバーホールの必要性	総合文化センター開館時に購入した標記ピアノについては、20 年以上が経過し経年劣化も認められることから、協定書 30 条による修繕（オーバーホール）については承認する。
オーバーホールに要する費用の負担	今回のオーバーホールについては、緊急性があることから指定管理者により協議があり、協定書第 28 条第一項の別記 3・「施設の改善及び修繕等の実施及び費用負担区分」により、県の負担となるところであるが、平成 24 年度予算に措置されていないこと及び財団法人とちぎ未来づくり財団の予算で調整の結果対応できる見込みであることから、県は費用負担しないものとする。

協議内容（平成 23 年 7 月）	
栃木県総合文化センター管理事務室等蛍光管のLED化について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターでは地球環境に配慮した恒久的省エネルギー化に対応するため、管理事務室、中央監視室、清掃員控室、舞台事務室、警備員詰所の一般照明設備をLED照明設備に更新し、今夏実施されている節電の一助ともなるような一般照明設備改修工事を実施したいと考えています。</p> <p>つきましては、同設備の更新が当センターの設計変更にあたること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの設計変更にあたること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により改善措置について協議します。</p>
支出金額	1,700,000 円
<県からの回答>	
改修理由	地球環境に配慮した恒久的省エネルギー対策を講ずるため
対応方針	指定管理者で実施
指導事項	<p>総合文化センター内の設備は開館から約 20 年を経過し、老朽化が進んでいることから、定期保守点検及び舞台スタッフによる点検を強化し、異常の早期発見に努めること。</p> <p>異状を覚知した場合は、県と指定管理者との間で速やかに協議し、対応を検討すること。</p>

協議内容（平成 23 年 1 月）	
栃木県総合文化センターサブホール作業スペース床の修繕について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、サブホール舞台後方の作業スペース床に老朽化によるタイル割れが多数発生しております。</p> <p>現在、テープによる補修を行っておりますが、ピアノ等重量物が通行する頻度が高い部分を中心に劣化が進んでおり、施設管理に重大な支障をきたしております。</p> <p>つきましては、同設備が貸館上重要な設備であること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	1,660,000 円
<県からの回答>	
改修理由	ピアノ等重量物が通行する頻度が高い部分を中心に劣化が進み、施設管理に重大な支障をきたしているため
対応方針	指定管理者が当該箇所を改修

協議内容（平成 22 年 11 月）	
栃木県総合文化センターモニターテレビの更新について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターでは催事の進捗状況を監視、確認するため、管理事務室、中央監視室、警備員室、舞台事務室、ホール控室、ホールロビー等にモニターテレビを設置しております。</p> <p>現在、各室のモニターテレビはアナログ協調の空チャンネルにモニターカメラの画像を分配しておりますが、来年 7 月の完全デジタル移行に伴い、現在の設備では視聴できない状況になっております。</p> <p>つきまして、同設備が貸館上重要な設備であること、更新金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	2,628,380 円
<県からの回答>	
改修理由	平成 23 年 7 月に完全デジタル移行に伴い、現在の設備では視聴できないため
対応方針	指定管理者が当該設備を更新

協議内容（平成 22 年 10 月）	
栃木県総合文化センター第 1・2 会議室音響設備の回収について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センター第 1・2 会議室では音響設備の操作を、各室に隣接した調整室（別室）で行っております。</p> <p>各室と調整室とは遠隔操作（VCA）で接続しており、VCA 装置は会議を進行するうえで大変重要な設備です。</p> <p>現在、各室の VCA 装置は老朽化により使用不能となっており、利用者に大変なご不便をおかけしている状況です。</p> <p>つきまして、同設備が貸館上重要な設備であること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	1,810,000 円
<県からの回答>	
改修理由	老朽化により、遠隔操作が使用不能となり、会議室利用者に多大な不便を強いているため。
対応方針	指定管理者が調整室内で使用している機器を会議室内に移設（主電源は調整室に残す）

協議内容（平成 22 年 10 月）	
栃木県総合文化センターメインホールポータルパネルの改修について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターメインホールでは公演の演出による舞台間口の設定を、上下に設置されている可動式ポータルパネルで行っております。</p> <p>ポータルパネルは舞台演出上、意匠上欠かせない重要な設備です。</p> <p>現在、ポータルパネルは老朽化によりランナーの車輪の一部が破損しております、可動に深刻な不具合を抱えております。</p> <p>つきましては、同設備が貸館上重要な設備であること、改修金額が高額であることから等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	2,120,000 円
＜県からの回答＞	
改修理由	<p>老朽化により、移動の際に使用する車輪の一部が破損し、移動に支障が出ているため。</p> <p>破損した車輪の落下による事故発生のおそれがあるため</p>
対応方針	指定管理者がパネルのレール部分を更新

### ＜参考＞

栃木県総合文化センターの管理に関する協定書	
(リスク分担)	第 28 条管理業務に関するリスク分担については、別記 3「リスク分担表」のとおりとする。
2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合	は、甲乙両者で協議の上リスク分担を決定する。
(施設の改築及び修繕等の実施区分)	第 30 条施設の改築及び修繕等の実施及び費用区分については、別記 4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおりとする。
2 乙は、センターの建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。	
(注) 甲：県、乙：財団	